繊維学会賞規程（昭和 51 年 6 月 29 日理事会決定）
（平成元年 4 月 22 日理事会改正）
（平成 8 年 6 月 15 日理事会改正）
（平成 10 年 9 月 19 日理事会改正）
（平成 16 年 6 月 26 日理事会改正）
（平成 26 年 3 月 15 日理事会改正）

第 1 条 **総則** 本会は、繊維科学および繊維技術の進歩発展をはかることを目的として繊維学会賞を設ける。

第 2 条 **繊維学会賞の種類** 次の 4 種の賞とし、毎年 1 回表彰する。

1 学会賞 賞状、賞牌および副賞（または記念品）
2 技術賞 賞状、賞牌
3 論文賞 賞状、賞牌および副賞（または記念品）
4 奨励賞 賞状、賞牌および副賞（または記念品）

副賞については内規に定める

第 3 条 **学会賞** 学会賞は、本会会員であって繊維科学について独創的で優秀な研究を行い、さらに研究の発展が期待される研究者に授与する。

第 4 条 **技術賞** 技術賞は本会会員（維持会員、賛助会員を含む）であって、繊維に関する技術について、優秀な研究、発明または開発を行い、繊維工業の発展に貢献をした個人またはグループに授与する。

第 5 条 **論文賞** 論文賞は、本会会員であって、繊維科学および繊維技術に関し、優秀な研究を行い、その業績をその年の本会会誌に発表した研究者に授与する。

第 6 条 **奨励賞** 奨励賞は、本会会員であって、繊維科学もしくは繊維技術について優秀な研究を行い、今後も継続して活躍が期待できる新進気鋭の研究者に授与する。

第 7 条 **表彰の件数** 表彰の件数は、原則として下記の通りとする。

学会賞 毎年 2 件以内
技術賞 (1)技術部門 毎年 3 件以内 (2)市場部門 毎年 1 件以内
論文賞 毎年 3 件以内 但し、件数は理事会の承認を得て追加することができる。
奨励賞 毎年 3 件以内 但し、件数は理事会の承認を得て追加することができる。

第 8 条 **選考委員会** 受賞候補者選考のため、学会賞・技術賞選考委員会、奨励賞選考委員会および論文賞選考委員会を設ける。委員は理事会が選定し、会長が委嘱する。

第 9 条 **受賞候補者の推薦** 受賞候補者の推薦は、会長が推薦を委嘱した推薦委員並びに学術および技術団体からの推薦を支部長がとりまとめ、選考委員会に対して行う。

推薦には所定の推薦書を提出する。

なお、会員（維持会員、賛助会員を含む）は、受賞候補者として適当と思うものを、直接支部長あるいは会長に推薦することができる。この場合自薦も差支えない。

第 10 条 **受賞者の決定** 選考委員会は、受賞候補者を選考し、会長に報告する。会長は理事会の決議により受賞者を決定する。

第 11 条 **本規定の変更は、理事会の議を経て行う。**

繊維学会賞規定内規（昭和 51 年 6 月 29 日理事会決定）
（昭和 55 年 6 月 25 日理事会改正）
（昭和 60 年 6 月 11 日理事会改正）
（昭和 61 年 6 月 14 日理事会改正）
（平成元年 4 月 22 日理事会改正）
（平成 2 年 4 月 21 日理事会改正）
（平成 3 年 4 月 27 日理事会改正）
（平成 8 年 6 月 15 日理事会改正）
（平成 10 年 9 月 19 日理事会改正）
（平成 26 年 3 月 15 日理事会改正）
（令和元年 年 10 月 5 日理事会改正）

1 賞牌および副賞

(1) 学会賞に対する賞牌は、1 件につき 1 個、副賞は 1 件につき 10 万円または それに相当する記念品とする。

(2) 技術賞に対する賞牌は、1 件につき 3 人まで各 1 個ずつとし、それ以上の場合は希望により 有料授与する。

(3) 論文賞に対する賞牌は、1 件につき 1 個、副賞は 1 件につき 10 万円またはそれに相当する 記念品とする。

(4) 奨励賞に対する賞牌は、1 件につき 1 個、副賞は 1 件につき 3 万円またはそれに相当する 記念品とする。

2 受賞者数

(1) 学会賞受賞者数は、1 件につき、原則として 1 名とする。

(2) 技術賞受賞者数は、1 件につき、原則として 3 名以内とする。

(3) 論文賞受賞者数は、1 件につき 1 名とする。

(4) 奨励賞受賞者数は、1 件につき 1 名とする。

3 学会賞受賞者の年齢制限

学会賞基金設定時の趣旨および学会賞の目的にそうために受賞対象者の年令は、受賞年の 4 月 1 日において満 56 歳未満とする。

奨励賞はその目的にそうために受賞対象者の年令は、受賞年の 4 月 1 日において満 41 歳未満とする。

4 選考委員会

(1) 学会賞・技術賞選考委員会 委員は 15 名以内とし、任期は当該年度の 7 月 1 日より翌年の 6 月 30 日までとする。委員会は次により構成される。

(イ)会長ならびに副会長 3 名

(ロ)理事会により選定された委員。再任を妨げないが、再任する委員は原則として 6 名以内とする。また、原則として連続 3 年を越えることはできない。なお、委員の互選によって委員長をおく、但し、技術賞の選考の場合に限り被推薦者と同じ団体に所属する選考委員は選考に加わることを辞退するものとする。

(2) 論文賞選考委員会 委員は 15 名以内とし、任期は当該年度の 7 月 1 日より翌年の 6 月 30 日まで

とする。委員会は次により構成される。

（イ）論文編集委員長

（ロ）理事会により選定された委員。再任を妨げないが、再任する委員は原則として 7 名以内とする。また、原則として連続 3 年を越えることはできない。なお、委員の互選によって委員長をおく。

(3) 奨励賞選考委員会 委員は 15 名以内とし、任期は当該年度の 7 月 1 日より翌年の 6 月 30 日までとする。委員会構成員は学会賞・技術賞選考委員会と同じとする。なお、委員の互選によって委員長をおく、但し、被推薦者と関係のある選考委員は選考に加わることを辞退するものとする。

(4) 候補者の選考は、推薦された者について行う。但し、論文賞は論文編集委員がその年の学会誌に掲載された論文について書面による投票により順位をつけ、被推薦者を定める。その被推薦者の中から論文賞選考委員会が受賞候補者を決定する。

(5) 選考した受賞候補者を会長に報告する期限日時は、受賞年度の 3 月の理事会とする。

(6) 支部長は選考委員を兼ねることはできない。

5 受賞候補者推薦委員

(1) 繊維学会賞受賞候補者推薦委員の数は特に定めない。任期は当該年度の 7 月 1 日より翌年の 6 月 30 日までとする。

(2) 推薦を行ったものは選考委員をかねることができない。

6 受賞候補者の推薦

(1) 各機関による受賞候補者の推薦については、人数の制限を設けない。

(2) 推薦期間は、受賞前年の 9 月 1 日より 12 月 25 日までとする。

7 表彰に要する費用

学会賞、技術賞および論文賞の表彰に要する費用は、繊維学会創立 30 周年記念「繊維学会賞」設定基金とその利子をもって充当する。奨励賞に要する費用については、原則として学会経常経費をもって充当する。

8 技術賞審査の基準

技術賞は次のいずれかの項目に該当すること。

(1) 技術部門

独創的技術で数年間にわたり工業化され利益をあげているか、近い将来上記のことが見込まれ、原則としてその技術が特許権などの取得で確率していること。

(2) 市場部門

特許権などの取得が確立していない場合でも、開発して技術または商品が社会的もしくは経済的に関連分野の活性化に大きく貢献したもので、特に川中、川下技術。

9 本内規の変更は、理事会の議を経て行う。